

京都市消防局訓令甲第8号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市危険物事務処理規程の一部を次のように改正する。

平成23年1月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第14条の次に次の2条を加える。

(休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請の処理)

第14条の2 署長は、危市規則第12条の2第1項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長の申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、必要に応じて検査を行い、認定又は不認定を決定し、その結果を休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長決定通知書（第18号様式の2）により、通知しなければならない。

2 署長は、前項の申請書に、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに講じる措置を記載した理由書その他審査に必要な書類を添付させるものとする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請の処理)

第14条の3 署長は、危市規則第12条の3第1項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長の申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、必要に応じて検査を行い、認定又は不認定を決定し、その結果を休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長決定通知書（第18号様式の3）により、通知しなければならない。

2 署長は、前項の申請書に、地下埋設配管に講じる措置を記載した理由書その他審査に必要な書類を添付させるものとする。

第18号様式の次に次の2様式を加える。

第18号様式の2（第14条の2関係）

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長決定通知書

様	京都市指令 第 号 年 月 日
	京都市長 <span style="float: right;">印</span>

危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項ただし書の規定により 年 月 日付けで申請のあった休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの 点検期間延長については、決定区分に明記したとおり決定したので通知します。			
危 険 物 施 設	設 置 場		
	の	貯蔵 又は の区分	
	設置の 年月日 号	年 月 日	第 号
決 定 区 分		認 定	不 認 定
認 定 し な い 理 由			
記 事 項			

- 1 する には、 印がしてあります。
- 2 申請前の漏れの点検の 施期 までに危険物の貯蔵 いを する場合に  
あつては、 施期 までに漏れの点検を 施して ださい。また、 施期  
ら期間延長 の漏れの点検 定日までに危険物の貯蔵 いを する  
場合にあつては、 する日の前日までに漏れの点検を 施して ださい。
- 3 の決定に不 がある とは、 の処分を けた日の 日 ら して6 日  
内に、京都市長に して不 申し てをする とがで ます。  
また、 の処分を けた日（京都市長に不 申し てをしたと は、 不 申  
してに する京都市長の 決を けた日）の 日 ら して6 月 内に、京  
都市を として、京都地 に処分の 消しの えを提 する ともで ま  
す（ において京都市を する は、京都市長となります。）。

第18号様式の3（第14条の3関係）

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長決定通知書

様	京都市指令 第 号 年 月 日
	京都市長 <span style="float: right;">印</span>

危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項ただし書の規定により 年 月 日付けで申請のあった休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長について は、決定区分に明記したとおり決定したので通知します。			
危険物施設	設置場		
	の	貯蔵 又は の区分	
	設置の 年月日 号	年 月 日	第 号
決定区分		認 定	不 認 定
認定しない理由			
記 事 項			

- 1 する には、 印がしてあります。
- 2 申請前の漏れの点検の 施期 までに危険物の貯蔵 いを する場合に  
あつては、 施期 までに漏れの点検を 施して ださい。また、 施期  
ら期間延長 の漏れの点検 定日までに危険物の貯蔵 いを する  
場合にあつては、 する日の前日までに漏れの点検を 施して ださい。
- 3 の決定に不 があるとは、 の処分を けた日の 日 ら して6 日  
内に、京都市長に して不 申し てをする とがで ます。  
また、 の処分を けた日（京都市長に不 申し てをしたとは、 不 申  
してに する京都市長の 決を けた日）の 日 ら して6 月 内に、京  
都市を として、京都地 に処分の 消しの えを提 する ともで ま  
す（ において京都市を する は、京都市長となります。）。

則

の訓令は、平成23年2月1日 から施行する。

(消防局 防部)